



平成 30 年 12 月 18 日

伊賀市議会議長 岩田 佐俊 様

伊賀市議会議員 田中 覚

### 文書質問書

伊賀市議会基本条例第 9 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり、市当局の見解を伺いたく、再度文書質問いたします。

#### 入札の不備と官製談合の疑義について（再質問）

先の文書質問に対する回答では仕様書の不備、官製談合の疑義について疑惑が解消できないので、再度回答を求める。

- 回答書には「本件業務が監視又は断続的労働の許可の対象になり得るということは、仕様書や一般的な市役所の警備宿日直業務の内容から十分に認識できる」とあるが、青梅市職員割増賃金請求事件では、庁舎管理業務員が行う“退庁者の確認、庁舎内の巡回、電話の収受等、一般に宿日直業務として取り上げられる学校管理員や民間会社の警備員などが行う同様の業務のほか、戸籍関係事務、火葬窓の予約、埋葬許可証等の発行、事故・工事等の対応等”（添付資料 P8、34 行目）の業務が“服務要綱の定め及び勤務の実態に照らすと、庁舎管理業務員の勤務は一定程度労働する必要のある勤務であると認められることから、労基法 41 条 3 号所定の「監視又は断続的労働」に該当するということはできない”（添付資料 P8、39 行目）と判決されている。従って、本件業務を監視又は断続的労働であると認識するためには、勤務の実態に照らす必要があるが、仕様書には各種業務の回数等の記載はないことから勤務の実態は入札者からすれば不明であり、監視又は断続的労働であると十分に認識できる状態にはない。
- 回答書には「労働時間等に関する規定の適用除外許可申請（労働基準法第 41 条第 1 項第 3 号）及び最低賃金減額の特例許可申請（最低賃金法第 7 条第

4号)を提出することができる」とあるが、最低制限価格が三重県の最低賃金を下回ることからも本件業務の履行については各種の許可申請を受託者が提出することを前提にしている。しかしながら、仕様書には許可申請についての記載はなく、今迄から伊賀市は庁舎宿日直業務の許可申請を労働基準監督署に提出していない実態からも、本件業務が監視又は断続的労働であるということを十分に認識できる状態にはない。

3. 入札参加者には入札公告伊契337号によると、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けていることを求めるとともに、設計単価としても建築保全業務労務単価の中から施設警備2級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者（警備員B）を採用していることから、防犯及び防災に長けた専門業者への発注により本件業務の履行を期待していると言える。警備業において警備対象施設への出入管理業務は、必要に応じ出入者の身体や所持品の検査を行う、もしくは荷の点検の業務が伴うことは一般的であり、仕様書の入退庁管理業務でも同じことが言える。労働省労働基準局長（現厚生労働省労働基準局長）が平成5年2月24日に都道府県労働基準局長宛に通達した「警備業者が行う警備業務に係る監視又は断続的労働の許可について」には、これらの業務は監視又は断続的労働の許可の対象に該当しないことが明記されていることから、本件業務を監視又は断続的労働とすることは、入札参加条件及び設計根拠からみても矛盾が生じる。
4. そもそも、これらの申請は労働基準監督署長が一般的禁止を特定の場合に特定人に解除することであり、発注者（伊賀市）が許可するものでないことから、監視又は断続的労働を発注者がその制度を前提に設計することに誤りがある。加えて、設計単価の根拠として建築保全業務労務単価の警備員B￥12,300（1日8時間当たりの単価）を採用しているが（業務設計書No.3備考）監視又は断続的労働であったとしても深夜の割増賃金については適用除外にならない（労働基準法第37条）根拠に対して、どのような想定をすれば設計書記載の単価￥15,843（17:15～翌日8:30）になるのかが不明瞭であり計算ができない。従って、監視又は断続的労働の許可申請についての回答は質疑に対しての後付であると疑いざるを得ない。
5. 以上のことから、設計事態に当初から不備があった、もしくは監視又は断続的労働と十分に認識出来る情報が仕様書から予測することは極めて困難で

ある中で、一部の入札参加者に情報が漏洩した疑義については、査証出来る状況にない。